

第5回 東京都駐車場条例検討委員会 議事要旨

1 日時

令和3年9月30日(木) 18:00~19:30

2 場所

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室25

3 出席者 ※OLはオンライン参加

【委員長】 日本大学 理工学部 土木工学科 特任教授 岸井隆幸 (※OL)

【委員】 日本大学 理工学部 土木工学科 教授 大沢昌玄 (※OL)

日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授 小早川悟 (※OL)

東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 特定准教授 中道久美子
(※OL)

東京大学大学院 新領域創成科学研究科 特定助教 三浦詩乃 (※OL)

【オブザーバー】 国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官 (※OL)

警視庁 交通部 管理官 交通規制課 都市交通管理室長

警視庁 交通部 管理官 駐車対策課 課長代理 (代理)

建設局 道路管理部 管理課長 (※OL)

産業労働局商工部 地域産業振興課 大型店環境調整担当課長 (※OL)

都民安全推進本部 総合推進部 違法駐車対策担当課長 (欠席)

環境局 地域環境エネルギー部 次世代エネルギー推進課

ZEV推進担当課長 (※OL)

都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 政策調整担当課長 (※OL)

都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通計画調整担当課長 (※OL)

4 議事

1) 「総合的な駐車対策のあり方検討会」の検討状況について

2) 新たな地域ルールの制度設計について

3) パブコメ資料～駐車場附置に係る地域ルール制度の見直しの考え方について(案)～

5 議事要旨

事務局より議事 2)、3) について資料に基づき説明し、以下の内容について質疑・意見交換を行った。

○委員からの主な意見

- ・これまでの地域ルールでは、業務床はかなり台数低減ができるが、大規模小売店舗立地法(大店立地法)にかかる商業床についてはあまり減らせない状況があるため、商業床、業務床についての取り扱いについて、手引きへの記載が必要。

- これまでの地域ルール策定が地域の諸問題の解決やウォークアブルな空間づくりに寄与していることを追記したほうが、地域ルール対象エリアを拡大することに都民や事業者の賛同が得られやすいのではないかと。
- 『策定エリアの規模』については、自社の利益のためだけに地域ルールを利用されないように、『地域の交通問題の解決に資するエリア』等の記述を盛り込んでおいたほうがよい。
- 建築主という用語について定義を整理しておいたほうがよい。
- 地域ルール策定に都がどのように関わっていくのか、地元の区市が地域ルール策定に向かおうとする際に、どこへどのように相談へいけば実際に動くことができるのか手引きで分かるようにしたほうがよい。
- 地域ルールで各地域に応じた規模の駐車施設を造ってもらうことは良いが、安全性等に優れた質の高い駐車施設をつくるということも資料に加えたほうがよい。
- 地域貢献の取組事例集に良い事例をうまく拾い上げられるようにできるとよい。
- 新たな地域ルールを策定する場合には、駐車場整備計画に代わるようなもの考えるべきではないかと。

以上